

Title	e-Learning に関する知的財産権問題((ホットイシュー) 次の学際・融合研究に向けて (2), 第20回年次学術大会講演要旨集I)
Author(s)	小泉, 直樹; 石井, 美穂
Citation	年次学術大会講演要旨集, 20: 300-303
Issue Date	2005-10-22
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10119/6071">http://hdl.handle.net/10119/6071</a>
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文

小泉直樹, ○石井美穂 (慶應大デジタルメディアコンテンツ統合研究機構)

## 1. はじめに

本発表では e-Learning に関する著作権問題、とりわけ大学における e-Learning に関する著作権問題について検討する。

e-Learning については、6月に発表された「知財推進計画2005」<sup>1</sup>の中でも「いつでもどこでも効率よく自己研鑽を図る手段として知的財産の多様な研究機会の提供に資するものであることから、2005年度も引き続き、特許庁職員に対する研究から導入を開始し、順次、産学官の人材育成においてその導入を進める。」とされ、今後さらなる研究開発が求められている。

すでに一部の企業の中では、独自の e-Learning システムを開発・導入し、社員教育や人事審査に積極的に利用しているところもある。また、一般ユーザーのレベルでも、受験や資格試験対策として e-Learning が利用されることは、それほど珍しいことではなく、大手予備校でも e-Learning が積極的に利用されるようになってきている。

しかし、その一方で、大学においてはこれまでの伝統的な授業形式に加え、e-Learning による教育方法が積極的に導入されているとは言いがたい。実際、e-Learning の世界的なランキングで、日本はここ数年40位台にとどまり、アメリカはもとより、韓国やシンガポールといった、アジア諸国に大きく遅れをとっている。その理由としては、他国においては、大学における e-Learning の導入が積極的になされているのに対して、日本では大学における e-Learning の導入が著しく遅れているということが挙げられる。

もちろん、大学における e-Learning の導入が遅れているということの原因を、全て著作権法が負っているというわけではない。その理由としては、様々な理由が考えられるが、ここでは特にそれらについて述べることはしない。ただ、大学における e-Learning と、それ以外の分野における

e-Learning では、決定的に異なる点があり、特に大学の e-Learning に関する著作権問題については複雑となっているため、検討することの意味は大きい。したがって、今回はとくに大学における e-Learning に関する著作権問題について検討する。

## 2. e-Learning とは

### (1) 定義

そもそも、e-Learning とはどういったものをさすのか。前述の「知財推進計画2005」では「インターネットなどの利用による教育研修」とだけ定義しているが、e-Learning 白書<sup>ALIC</sup> (先進学習基盤協議会) 編 (オーム社) では、「e-Learning とは、情報技術によるコミュニケーション・ネットワーク等を使った主体的な学習である。コンテンツが学習目的に従い編集されており、学習者とコンテンツ提供者の間にインタラクティブ性が提供されている。インタラクティブ性とは、学習者が自らの意思で参加する機会が与えられ、人またはコンピューターからの学習を進めていく上での適切なインストラクションが適時与えられていることをいう」と定義している。これら以外にも、様々な定義づけがなされており、社会的な合意形成には至っていないというのが実情である。

しかし、多様な定義の中でも、e-Learning が、①コンピューターやインターネットを介するという点、②ユーザーの自主性とユーザーとシステム間の相互性を有するという点は、共通しており、それらが主たる要素であると言える。

### (2) e-Learning の態様

定義づけ同様、e-Learning といっても、その形態は様々であり、講義や講演をビデオに録画し、インターネットを介して同時に中継するといったもの (同時中継型) もあれば、SCORM 規格に基づいて編集を行い生徒の勉強の進展状況によって

<sup>1</sup> 「知的財産推進計画2005」125頁  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai11/1lsiryou2.pdf>

インターネット上で講義が進んでいくもの(WBT=Web Based Training型)もある。

ただ、これらの分類は、完全ではなく、講義の同時中継に加え課題の提出などをWBT型ですすめるものなど、多様性があり、それぞれの目指す学習効果により、e-Learningのあり方も変わってくる。

慶應義塾大学を例にとってみれば、SFC キャンパスでは、SFC GLOBAL CAMPUS<sup>2</sup>として講義を無償で公開しており、WIDE University of School of Internet<sup>3</sup>の中核的な役割を担っている。しかし、全塾のe-Learningの活用には至っていないのが現実である。

さらには、OCW (open course ware)<sup>4</sup>のように、インターネット上に公開されたシラバス等を用いて大学の授業内容を知ることができるプロジェクトも立ち上がっている。

### 3. 大学におけるe-Learningに関する著作権問題

e-Learningに関する著作権問題の中でも、とりわけ大学においては問題が複雑となっていると前述した。以下、その違いとして何が挙げられ、どのような問題があるのかについて具体的に検討していく。

大学におけるe-Learningとそれ以外とのもつとも大きな違いは、コンテンツを作成するにあたって、それがe-Learningコンテンツの作成のためだけを目的とした講義や教材ではないということにある。

#### (1) e-Learningコンテンツの著作権

e-Learningコンテンツというのは著作権法上、どのような性質を有するのか。まず、主に主流となるWBT形式のe-Learningコンテンツについて検討すれば、大学の講義を録画・編集して作成されたe-Learningコンテンツは、講義を原著物として、著作権法2条11号にいう二次的著作物<sup>5</sup>に該当する。

<sup>2</sup> <http://gc.sfc.keio.ac.jp/>

<sup>3</sup> <http://www soi.wide.ad.jp/contents.html>

<sup>4</sup> <http://ocw.dmc.keio.ac.jp/>

OCWについては、このプロジェクトを開始したMITでは、教育は、大学という場において人を通じて提供されるものであり、インターネット上で無償公開されるのは、MITにおいて提供される「教材」に過ぎないと捉えている、とMIT宮川教授は述べている。このような側面からも、OCWについては、狭義のe-Learningには属さないと考えられる。

<sup>5</sup> (定義)

第二条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定

この二次的著作物の著作権の帰属については、e-Learningコンテンツの作成と管理・運用が、大学主導で行われ、教員自らではなくe-Learningのシステムに通じた大学職員もしくは大学から委託を受けた業者(以下大学職員等)であることが通常であるため、著作権法15条に規定される職務著作<sup>6</sup>に該当する。

前述のSFC GLOBAL CAMPUSにおいても、著作権についてサイトの全ての著作権がSFCキャンパスに帰属すると規定している<sup>7</sup>。

これについては、講義の二次的著作物としては、講義本として出版されるようなアナログ媒体によるものと、e-learningコンテンツのようにデジタル媒体によるものの二種類が考えられ、教員が著作権を有する講義を本として出版する場合は、書籍の著作権は教員に発生するのに対して、e-learningコンテンツに関する著作権が大学に帰属するのはおかしいという反論もなされる。しかし、前者において教員に著作権が発生するのは、教員自身が講義を原稿化し編集していることを前提としているからであり、これに対しe-learningコンテンツの作成にあたっては、必ずしも教員一人で行えるものばかりではなく、作成段階において教員以外の大学職員等の手による編集などの要素が大きく、二次的著作物の著作権が大学に帰属すると考えても不都合はない。というのも、WBT形式のような狭義のe-Learningコンテンツにおいては、講義内容のみならず、そのコンテンツに施されたSCORM規格に合わせたデジタル情報処理が、安全管理流通のために必須となり、それなしには流通せず、機能さえ果たさない。従って、経済的な価値を高める上でもコンテンツ全体における重要な部分を占める

めるところによる。

11 二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

6 (職務上作成する著作物の著作権)

第十五条

1 法人その他使用者(以下この条において「法人等」という。)の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作人は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作人は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

<sup>7</sup> <http://gc.sfc.keio.ac.jp/doc/copyright.html>

「KEIO UNIVERSITY SFC GLOBAL CAMPUS (SFC-GC)は、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)により運営されており、全ての著作権は慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスに帰属しています。また、講義の著作権は各担当教員または講演者に、提出されたレポート等の著作権は各学生に帰属していますのでご注意ください。」とされている。

ため、デジタル化における大学職員等の作業について著作権が発生することは当然である。

## (2) 講義に関する著作権

次に、原著作物たる大学の講義が著作権法15条に規定される職務著作に該当するののかという問題が生じる。というのも、原著作物の著作者は、二次的著作物に対して二次的著作物の著作者と同一の権利を有するからである<sup>8</sup>。従って、原著作物たる講義の著作者が、教員か大学かによって、e-Learning コンテンツに関する法律問題は大きく異なってくる。

大学における講義については、教員が発表する論文と同じように、職務著作ではなく教員の個人の著作物であると考えべきである。シラバスや講義概要といった学事との関連性の強いものについてまで教員の著作物であるとするのが妥当かどうかについては検討する必要があるが、講義そのものについては、教員に著作権が帰属すべきである。これに対しては、講義は、雇用契約に基づく大学に対する労務の提供として、著作権法15条における「業務」とみなされるとして、講義の著作権が大学に帰属するという主張もあるが、講義の提供が業務としたとしても、その内容については、憲法21条（表現の自由）と23条（学習の自由）で保障される教員の権利に基づき教員自らの意思で作成されており、著作権法15条における法人等の「発意に基づく」創作であるとは言えない。よって、講義の著作権は教員に発生する。

以上のように、二次的著作物たる e-Learning コンテンツに関する著作権は大学に帰属するが、原著作物の著作権者たる教員は、二次的著作物に対しては著作権法28条にもとづいて、著作権法の21条～27条に規定される権利を e-Learning コンテンツに対して有している。とりわけ問題となるのは主に、複製権<sup>9</sup>、譲渡権<sup>10</sup>、貸与権<sup>11</sup>、翻訳権・翻案権等<sup>12</sup>を有してい

<sup>8</sup> (二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)

第二十八条

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

<sup>9</sup> (複製権)

第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

<sup>10</sup> (譲渡権)

第二十六条之二

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

<sup>11</sup> (貸与権)

第二十六条之三

著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著

るといふ点にある。このような権利にもとづいて、教員は、e-Learning コンテンツを自ら複製し、第三者に譲渡することが可能となる。

このような問題が生じないためには以下の2つが不可欠となる。まず第1に教員と大学の間で e-Learning コンテンツの管理・運用について、別個に取り決めをすることである。具体的には、e-Learning コンテンツの管理・運用に関しては、大学が排他的権利を有すること、そして、大学が e-Learning コンテンツの管理・運用に基づき、利益を上げた場合には、それに応じた報酬の分配を行うことなどが挙げられる。第2に、e-Learning コンテンツ作成の段階で、大学側が当局以外のものが複製等を行えないように技術面からの対策を講じることである。契約とシステムの両面からの対応によって、e-Learning コンテンツが、円滑に管理・運用が促進されることは、大学のみならず、社会的にも有益である。

「知財推進計画2005」においてはデジタルコンテンツについて、機関帰属の方針を打ち出している<sup>13</sup>。これについては、前述のとおり、e-Learning コンテンツの著作権は大学に帰属するため、その方針に沿っている。ただし、同時に、教員と大学間の e-Learning コンテンツに関するルール作りが必須であり、今後、どのようなルールであれば e-Learning を促進しさらに教員の不当な不利益を課することがないか、といった検討が継続して必要である。

## (3) 権利クリアランス問題

e-Learning に関する著作権問題は、パッケージとしての e-Learning コンテンツの著作権についてのみならず、その内容を構成する個々のコンテンツにおいても生じる。つまり、講義の中で第三者の著作物を無断利用している場合である。

実際の大学で行われる講義では、認識もなく第三者の著作権を侵害していることがある。具体的には、他者の著書や論文を教材としてコピーし配布することは、程度により正当な範囲を超えた「引用」<sup>14</sup>となり

作物の複製物を除く。)の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

<sup>12</sup> (翻訳権、翻案権等)

第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

<sup>13</sup> 前掲中(1)15頁

<sup>14</sup> (引用)

第三十二条

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

え、また、著作権者の利益を不当に害する「複製」<sup>15</sup>として著作権法違反となりうる。現実には、これらを用いた授業はそれほど珍しいものではなく、また学問において他者の学説を研究することは不可欠であることも否めない。しかし、学説を引用する際に出典が提示されず自説との区別が曖昧であったり、第三者の作成したイラストや図などにつきそれを表示せずに授業のレジュメやパワーポイントにおいて利用するなど、様々なレベルの著作権侵害がなされる可能性がある。

しかし、このような著作権侵害については、第三者の著作物であるか否か、そして第三者のものである場合にはその出典について、講義を行い、そして資料を作成した教員本人でなければ知りえない場合がほとんどであって、自己申告に頼るしかない。教員の申告により、相手方と交渉を行うというようなシステムも存在する<sup>16</sup>が、そもそも教員自身に認識がない場合はどうするか、また e-Learning コンテンツが膨大になったときに処理しきれぬのか、と解決すべき点は多く残されている。そして、言うまでもなく、まずは教員の著作権に対する意識を高めることが、何よりも重要となる。

#### 4. おわりに

以上のように、e-Learning に関する著作権問題については、まだ検討すべき点が多く残されている。ただ、これについては、法的側面からの解決に加えて、技術的側面での解決の可能性も大いにある。e-Learning コンテンツに限らず、現行法では解決が困難であるような問題であっても、技術的な側面からのアプローチが効果的な場合もある。とりわけ、法整備もまだ進んでいないこの分野においては、分野横断的な取り組みが有効であり、今後そのような観点から

<sup>15</sup> (学校その他の教育機関における複製等) 第三十五条

学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。  
<sup>2</sup> 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

<sup>16</sup><http://www.soi.wide.ad.jp/copyright/materials/>

の研究がなされていくことが必要となってくると考える。